

令和7年度 新潟市市民ウォーキングチャレンジ広報業務 受託者選定プロポーザル実施要領

新潟市民の20～64歳の1日平均歩数は国の目標歩数より少ないことから、運動習慣の定着を図り、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、楽しみながら運動や健康づくりに取り組めるよう、「市民ウォーキングチャレンジ」を実施する。

当該事業の効果的な広報業務遂行能力を有する受託者を選定するため、本要領に沿って公募型プロポーザルを実施する。

1 業務概要

- (1) 業務名称 令和7年度 新潟市市民ウォーキングチャレンジ広報業務
- (2) 業務内容 別添「令和7年度 新潟市市民ウォーキングチャレンジ広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
ただし、契約前に協議によって、その一部を変更することがある。
- (3) 履行場所 新潟市保健衛生部保健所健康増進課が指定する場所
- (4) 契約期間 委託契約締結の日から令和8年1月30日まで
- (5) 委託費用 上限額 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）に該当しない者であること。
- (2) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等があり、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書に基づく要件に対応できる者であること。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

3 提案事業者の選定

本企画提案は「公募型プロポーザル方式」とし、提案内容、見積金額等による総合評価とする。
なお、審査は、書類審査とし、選定委員会にて行う。

4 スケジュール

- (1) プロポーザル実施通知 令和7年 4月14日（月）

(2) 質問提出期限	令和7年 4月23日(水) 正午必着
(3) 質問回答	令和7年 4月25日(金) (予定)
(4) 参加表明書提出期限	令和7年 4月30日(水) 午後5時必着
(5) 提案書提出期限	令和7年 5月 9日(金) 正午必着
(6) 選定委員会	令和7年 5月15日(木) (予定)
(7) 審査結果通知	令和7年 5月16日(金) (予定)

5 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)、「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」(様式2)を提出すること(押印不要)。なお、共同事業体においては共同事業体を組んでいることを証する書面の写しを添付すること。

(1) 提出期限

令和7年4月30日(水) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

上記書類を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。
なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

6 提案競技に係る質問・回答

本プロポーザルに係る質問については、「質問書」(様式3)を提出することができる。ただし、電話による受付は行わない。

- (1) 質問書 : 様式3による。質問内容は簡潔に記述すること
- (2) 提出期限 : 令和7年4月23日(水) 正午必着
- (3) 提出方法 : E-mail、FAX のいずれか
- (4) 回答方法 : 令和7年4月25日(金)に新潟市ホームページで回答を公開する。

7 提案書の提出について(見積書を含む)

- (1) 提案書 : 別添「提案様式一式」を使用すること。ただし、「委託業務の実施体制」(提案様式4)については、体系図等任意様式でもかまわない。(代表者印不要)
- (2) 提出部数 : 正本1部、副本8部(ただし、「9 審査基準」のうち、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組」・「健康経営®を推進する取組」に関する提出書類及び見積書は1部)
※「健康経営®」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。
- (3) 提出期限 : 令和7年5月 9日(金) 正午必着
- (4) 提出方法 : 持参、書留郵便による郵送のいずれか
- (5) 提案書提出に係る留意点
※電送による提出は受理しない。
※提出後の追加及び変更は認めない。

8 提案書の作成要領(見積書を含む)

- (1) 各様式の説明に従い、必要事項を記入すること。
- (2) 提案様式以外の書類については受理しない。
- (3) 見積書(様式4)には、本業務委託に係る合計金額を記載した上で、内訳書を添付すること。
- (4) 客観的な評価を確保するため、提案様式3～5には社名及びそれを判断できる記述はしないこと。

9 審査基準

評価項目	内 容		配点
提案内容	・ 広報手段は事業目的を考慮し、効果的で独創性のある提案となっているか ・ 魅力的な自由提案があるか ・ すべての提案を勘案し、総合的に優れているか		50点
実施体制	・ 業務の実施体制が充実しているか		20点
業務実績	・ 過去の類似業務の実績が豊富か		20点
見積金額	・ 見積金額が妥当であるか（費用対効果はどうか）		10点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組	採点基準	確認書類	各1点加点
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下）が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し	
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。	認定証の写し	
	厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍推進を宣言している。	ホームページの宣言企業詳細画面の写し	
	新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。	登録証の写し	
	過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。	申請書及び許可書の写しなど	
	役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である。	確認できる書類	
	女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている。	認定証の写し	
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し	
	新潟市働きやすい職場づくり推進企業として表彰されている（従前のワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰された事業所を含む）。	受賞決定通知又は表彰状の写し	
健康経営を推進する取組	新潟市健康経営認定事業所として認定されている。（認定区分に応じて加点）	認定証の写し	ゴールド：3点 シルバー：2点 ブロンズ：1点
	新潟市健康経営優秀事業所として表彰されている。	表彰状の写し	1点加点
	新潟県のにいがた健康経営推進企業に登録している。	登録証の写し	1点加点

10 審査結果の通知について

各提案者に対して審査結果を文書にて通知する。なお、審査結果の説明については受け付けない。

11 契約

(1) 契約方法

ア 本市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。

イ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

ウ 締結交渉の結果、合意に至った場合は委託業務契約を締結する。

エ 契約手続きは、「新潟市契約規則」に定めるところによる。

オ 本市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 提案内容の実現と経費

提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、再委託をする場合は、できるだけ市内事業者を活用するよう努めること。

(4) 契約保証金

「新潟市契約規則」第34条に定めるところとする。

(5) 契約締結後の留意事項

契約時における仕様は、仕様書及び提案書に基づき決定するが、本市と最優秀提案者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

12 提案者の失格

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

(1) 「2 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

(2) 提案書提出期限に遅れた者

(3) 参加申請書を提出した日から審査委員会において審査が終了するまでの間に審査委員又は事務局に不正な接触を行ったもの

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反する表現をした者

13 その他

(1) 提案書等の作成にかかる費用については提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書、デザイン等について、提案を行った者に無断で使用はしない。

(3) 提出されたすべての提案書は返却しない。

14 各種資料提出先

新潟市保健衛生部 保健所健康増進課

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3-11 新潟市総合保健医療センター2階

FAX : 025-246-5671

E-mail : kenkozoshin@city.niigata.lg.jp